

議 事 日 程 (1)

令和3年9月2日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第35号 芦屋町個人情報保護条例及び芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第36号 芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定について

第6 議案第37号 令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

第7 議案第38号 令和3年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)

第8 議案第39号 令和3年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)

第9 認定第1号 令和2年度芦屋町一般会計決算の認定について

第10 認定第2号 令和2年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について

第11 認定第3号 令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について

第12 認定第4号 令和2年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

第13 認定第5号 令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について

第14 認定第6号 令和2年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について

第15 認定第7号 令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について

第16 認定第8号 令和2年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について

第17 報告第6号 令和2年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について

第18 報告第7号 地方独立行政法人芦屋中央病院の令和2事業年度における業務実績に関する評価結果について

第19 発議第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について

第20 発議第6号 コロナ禍を乗り越えるためにも女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書について

第21 発議第7号 75歳以上の医療費窓口負担に関する意見書について

第22 発議第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 小田 武人 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	新開晴浩

【傍聴者数】 1名

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。会議に入る前に皆様に御報告いたします。

芦屋町議会では本定例会においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための取組を引き続き実施していくこととしておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

.....
午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

それでは会議に入ります。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 3 年第 3 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

.....
日程第 1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 9 月 2 日から 9 月 14 日までの 13 日間にしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

.....
日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、2 番、中西議員と 10 番、川上議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

.....
日程第 3. 行政報告について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたが、今定例会については書面による報告といたします。

次に日程第 4、議案第 35 号から日程第 22、発議第 8 号までの各議案については、この際一

括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは条例議案でございます。

議案第35号の芦屋町個人情報保護条例及び芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されるなど、同法を引用する箇所にも号ずれ等が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第36号の芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、令和3年度から令和7年度までの持続的発展の基本方針や基本目標を定めた芦屋町過疎地域持続的発展計画を策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第37号の令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積立て、一部を自己資本金に組入れ、残りを繰越利益剰余金として翌年度に繰り越すため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第38号の令和3年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,200万円を増額計上しております。歳入につきましては、老朽危険家屋等解体補助金に係る国庫補助金を計上したほか、事業費等の増額により過疎対策事業債等を増額計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として商工会発行のプレミアム付商品券への補助金を計上したほか、町有地法面崩落

対策工事实設計委託、魚見公園整備基本計画策定業務委託等を計上しております。

議案第39号の令和3年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ237万1,000円を増額計上しております。歳入として一般会計からの繰入金を増額計上し、歳出として人件費を増額計上しております。

次に決算議案でございます。

認定第1号から第6号までは各会計の令和2年度決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。内容につきましては、決算書及び施策の成果で述べさせていただいております。

認定第7号及び第8号は各公営企業会計の令和2年度決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第6号の令和2年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

報告第7号の地方独立行政法人芦屋中央病院の令和2事業年度における業務実績に関する評価結果につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に10番、川上議員に発議第5号から第7号までの趣旨説明を求めます。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、川上です。

趣旨説明の前にですね、一点おわびを申し上げます。本会議ではですね、クールビズの中でもネクタイを締めるということになってましたが、私勘違いしてまして、直前に気がつきましてネクタイをしてません。大変申し訳ございません。おわび申し上げます。

10番、川上です。意見書を読み上げまして趣旨説明といたします。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書。

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2021年1月20日現在、締約国189か国中114か国が批准しています。

条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し同条約選択議定書の批准を重ねて勧告しています。

2020年12月、政府の第5次男女共同参画基本計画は、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある。」としました。この立場に立って政府が直ちに取り組むべきです。

女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

よろしく御審議お願いいたします。

続きまして発議第6号、コロナ禍を乗り越えるためにも女性の貧困やDV対策など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める意見書。

新型コロナウイルス感染拡大は、国民の命や暮らしの基盤の脆弱さとともに、とりわけ女性の貧困や失業、DV、自殺者の急増など日本のジェンダー施策の遅れを浮き彫りにしました。

コロナ禍での女性の困難の大本には、非正規雇用を女性雇用労働者の56%にまで広げた働き方の問題があります。自民・公明の政権は労働法制の緩和を重ね、「女性活躍」と言いながら「雇用の調整弁」として女性を低賃金で不安定な非正規労働に追いやってきました。社会保障制度の後退や保守政治家など根深く残る女性蔑視とも重なって、女性の生きづらさを深刻にしています。

日本は、世界経済フォーラムが毎年発表している「男女平等ランキング」で順位を年々下げ、2019年は世界153か国中121位と、過去最低です。「女性の権利を国際水準に」の願いと運動が高まっています。コロナ禍を乗り越えるためにも、国が雇用や社会保障制度、税金の使い方を抜本的に見直し、以下のジェンダー施策を強化することを求めます。

1. 女性労働者が多くを占める医療や介護、保育など社会的に必要不可欠な職業(エッセンシャルワーク)へのふさわしい賃金と労働条件を保障すること。

2. 非正規雇用でなく正規雇用が当たり前となるよう規制を強め、無権利の働き方を広げる「雇用によらない働き方」の推進をやめること。最低賃金を時給1,500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金を創設し、そのための中小企業支援を行うこと。

3. 新型コロナウイルス感染収束のため、非正規も含め雇用を守る各種補償制度や休業助成金など女性支援制度を延長・拡充すること。

4. 性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、女性相談窓口を専門体制と財政支援で抜本拡充すること。性的同意を明記する刑法改正を行うこと。

5. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすため、ハラスメントの禁止を明記した法整備を行い、ILOハラスメント条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

よろしく御審議お願いいたします。

続きまして発議第7号、75歳以上の医療費窓口負担に関する意見書。

2021年6月4日、参議院本会議で75歳以上医療費窓口負担2割化法が可決されました。この法律が実施されると、2022年後半から年収200万円以上の人370万人、後期高齢者医療制度加入者の約20%が2割負担となります。

国会審議の中で、①2割負担導入による現役世代の負担軽減効果は僅か月額約30円であること、②コロナ禍の今、精神的にも経済的にも疲弊している中での高齢者への負担増は、受診控えを招くことが各種調査で明らかになっているにも関わらず、政府は「健康悪化には結び付かない。」としていること、③国会審議を経ずに2割負担増の対象者を政令によって広げることができること、など数多くの問題点が明らかになりました。

コロナ禍でただでさえ高齢者の受診控えが進んでいる中、必要な医療が受けられなくなることを前提とした負担増は高齢者の命、健康権、人権の侵害です。応能負担を窓口一部負担に求めるのではなく、富裕層や大企業に求めるべきです。強制加入の社会保険では、必要な給付は保険料だけではなく公的負担と事業主負担で保障すべきです。先進国では、医療費の窓口負担は無料が当たり前です。75歳以上医療費窓口負担2割化は、高齢者の暮らしと命、健康、人権を守る上で大きな影響を及ぼしています。

よって、この法律の施行を中止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で川上議員の趣旨説明は終わりました。

次に3番、長島議員に発議第8号の趣旨説明を求めます。長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

おはようございます。3番、長島です。

発議第8号、意見書を読み上げまして趣旨説明と代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社

会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で長島議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第4、議案第35号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、議案第36号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第37号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第38号についての質疑を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

おはようございます。議案第38号について1点お尋ねをいたします。

補正予算（第2号）の17ページ、ここに補正予算として計上されております土木費6目の移住・定住促進費500万というのが計上されておりますけれども、この中身について御説明をお願いいたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それでは御説明させていただきます。これは老朽危険家屋解体補助金についてのものですが、これは当初予算で1,000万円を計上しておりました。しかしながら7月下旬の時点で申請分の交付予定額がこの1,000万円に近くなる、そのような状況となりました。危険な家屋につきましては積極的に解体していただくことを促進しておりまして、予算不足を生じる分に関しましては、補正予算を計上させていただくことで取組を進めさせていただきたいと考えております。

現在の運用につきましては申請の受付は行っておりますが、議決をいただき補正予算が計上されるまでは交付決定は行わないこととして対応しております。また、この補助金につきましては昨年の10月に改正をさせていただきまして、上限金額を50万円から100万円に引き上げております。それとともに対象を——それまでは居宅を対象としておりましたが、これに店舗も加えております。そのため、今年度は金額だけでなく申請件数のほうも軒並み増えておると、このような状況になっております。今現在も申請が増えておる状況にありまして、これら全てが交付対象となりましたら1,400万円に近づくような状況となっております。

なお、解体後につきましては新たに居宅を建てられたり更地にされて売られたりと、不動産の流動化のほうに寄与しておるようでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

芦屋町一般会計補正予算（第2号）の12ページをお開きください。

2款総務費、6目財産管理費、12節委託料、町有地法面崩落対策工事実施設計委託（大君）864万1,000円、その下の14節工事請負費、城山公園横町有地法面応急工事1,860万円の内容についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

それでは2点お答えいたします。

まず1点目、12節委託料、町有地法面崩落対策工事実施設計委託（大君）の内容についてお答えいたします。今年の5月に大君県営住宅付近にある町有地の山林から、隣接する町道への落石が発生しました。今後も同様の落石の可能性が考えられ、将来的に対策を講じる必要があると判断したため、対策に向けた実施設計を行うものでございます。

続きまして14節の工事請負費、城山公園横町有地法面応急工事について内容を御説明いたします。8月中旬の大雨の際に、城山公園と遠賀川の間にある小山状の町有地ののり面の一部が崩落し、隣接する事業者様の事務所の一部を損壊する事象が発生しました。今後ものり面崩落の可能性があり、かつ被害拡大を早急に防止するため、のり面の応急工事を行うものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

12節委託料、14節の工事請負費の今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

それでは12節委託料のほうの今後のスケジュールについて、まず申し上げます。今回予算計上し行う予定としているこの実施設計の結果を踏まえて、今後の対策を決定することになります。工事が必要と判断した場合は、来年度の工事実施に向けて対応していく予定でございます。

続きまして、14節工事請負費のほうの今後のスケジュールについて御説明いたします。現在実施中の実施設計、これにつきましては予備費で対応させていただいております。この実施設計

の結果を踏まえて、早急に応急工事を実施していく予定でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

14節の町有地の応急工事の件についてお尋ねいたします。ただいま8月中旬のことというお話でしたが、私が調べたところ、この8月15日のことなんですけども、このがけ崩れが起こった前日は芦屋町でも大雨による土砂災害の危険性が高まり、町のホームページでも町内11か所の地区名を公表し、避難を呼びかけた区の1つでした。近年、大雨の影響で各地で大規模な土砂災害が発生し、人的被害が発生しています。今回そのような被害がなかったことは本当によかったと思います。ただ、工事内容が応急工事になっております。今回、土砂崩れが発生したのは小山の一部です。今後大きな土砂崩れが発生する可能性も鑑み、小山全体のですね、何か対策をお考えなのか、また、併せて対策を講じる場合はですね、どの程度の期間を想定しておられるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

小山状の町有地全体の対策をどう考えているか、ということについての御回答をしたいと思います。この町有地の全体的な対策につきましては、現時点の案ではございますが来年度に実施設計委託、再来年度に工事を行うような計画で進めていきたいというふうに考えております。ですので、早急に計画を進めるのに取りかかるにしてもですね、複数年どうしてもかかってしまう、それぐらいの大きな工事になろうかと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

一般会計補正予算書16ページの商工振興費と、続きまして17ページの公園費、この2つについて質問させてください。

まず1つ目、16ページの商工費、18節負担金、補助及び交付金の商工会補助金1,870万円の内容についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは、まず商工会補助金の内容につきまして御説明をいたします。この内容につきましては、芦屋町商工会が発行します芦屋町地域振興券のプレミアム分に係る補助金となっております。この芦屋町地域振興券のプレミアム分につきましては、例年として補助を行っているものでございます。昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、町の独自支援策として通常15%のプレミアム率を30%にするため、上乘せとなるプレミアム分の負担を行ったところです。

今回につきましても、緊急事態の発令や長引くコロナ禍において町の経済活性化及び住民の方々への支援につながるものとして、町の独自支援策として上乘せとなるプレミアム分の負担を行うものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

それでは、町の負担分についてはどのくらいになるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは、負担分につきましてお答えいたします。芦屋町商工会から発行額の増額、プレミアム率の上乗せについての要望がございました。発行する商品券については発行額を1億円に増額し、プレミアム率は町のほうとお話して35%で今回実施をしたいというふうに予定しているところです。その方向で実施するためには発行額1億円に対し、プレミアム分は3,500万が必要となります。そのうち発行額の10%に当たる1,000万円は県が負担をするため、差額の2,500万円が町負担となります。ただし当初予算で、このプレミアム分につきましては630万円を既にですね、計上しておりますので、不足する1,870万を今回補正予算として計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

それでは17ページのほうに移らせてください。17ページの歳出、3目公園費、12節の委託料、魚見公園整備基本計画策定業務委託740万円とありますが、こちらの内容を教えてください。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

それでは、魚見公園整備基本計画策定業務委託の内容につきまして御説明をいたします。以前より検討を行っておりました魚見公園の整備に取りかかるため、今回、基本計画の策定について補正予算を計上させていただいております。

魚見公園整備基本計画策定業務委託の内容についてですが、主なものとしましては、来園者が特に周遊するエリアの園路整備及び公園の魅力を高めるための植栽計画などを考えております。園路整備の計画につきましては散策道として危険箇所の補修だけでなく、併せて管理用車両が通行可能な園路となるよう検討を行う予定です。また、植栽の計画については、現在は雑木も多く観光公園の植栽としては統一感がなく、見どころに乏しい状態となっております。観光の要素となる植栽を検討し、来園者の増加につながる計画を策定していきたいと考えております。

なお、計画を行う範囲としましては、特に来園者が周遊する箇所として第1展望台、第2展望台、第3展望台、林間広場及びその間をつなぐ園路を考えているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

長島議員、3回終わりました。できません。

次、そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第39号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、認定第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、認定第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、認定第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、認定第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、認定第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、認定第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第15、認定第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第16、認定第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、認定第8号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第18、報告第7号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第19、発議第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、発議第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第20、発議第6号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、発議第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、発議第7号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、発議第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、発議第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、発議第8号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第35号から日程第16、認定第8号及び日程第19、発議第5号から日程第22、発議第8号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時43分散会
